

諮問実施機関：滋賀県知事（大津土木事務所）

諮問 日：平成 25 年 12 月 2 日（諮問第 86 号）

答申 日：平成 27 年 1 月 14 日（答申第 80 号）

内 容：「平成 24 年 1 月 5 日に県道 18 号線で発生した交通事故に関する文書等」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成 25 年 9 月 20 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

平成 24 年 1 月 5 日に県道 18 号線で発生した交通事故に関して平成 25 年 2 月 20 日以降に職務上作成し、または取得した文書、映像、写真、録音記録全て

2 決定期間の延長

同年 10 月 4 日、実施機関は、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、本件公開請求に係る決定期間を延長した。

3 実施機関の決定

同年 11 月 1 日、実施機関は、本件公開請求に対して対象公文書を特定し、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定を行った。

4 異議申立て

同年 11 月 6 日、異議申立人は、実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

5 実施機関の決定の変更

同年 11 月 15 日、実施機関は決定を変更し、対象公文書を追加する公文書一部公開決定を行った。

平成 26 年 6 月 19 日、実施機関は再び決定を変更し、別表の「非公開部分」欄に記載した部分を非公開とする公文書一部公開決定を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

条例第 6 条第 4 号、同条第 5 号および同条第 6 号に基づく非公開部分の公開を求める。

2 異議申立ての理由

実施機関が保有する情報は、原則公開である。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 本件異議申立ての対象公文書について

文書 2 および文書 4 は、損害賠償請求訴訟に関して土木交通部道路課が作成した準備書面案、証拠説明書案および書証案について供覧を行った文書であり、文書 10 は、過去の諮問案件において情報公開審査会に提出した対象公文書写しの控えである。

3 非公開理由について

(1) 非公開部分の条例第 6 条第 4 号該当性について（文書 2、文書 4 および文書 10）

弁護士法第 23 条の規定により弁護士は、職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負っている。依頼者である県は、法律事件について、秘密に関する事項を訴訟代理人である弁護士に打ち明けて弁護士に法律事務を委任するものであるから、職務上知り得た秘密を他に漏らさないことは弁護士の業務として最も重要視されるものであり、またこの義務が遵守されることによって、弁護士の職務の存立が保証されると言える。

答弁書案、準備書面案および証拠説明書案（以下「答弁書案等」という。）は、弁護士が依頼人である県から事情を聴取し、協議を重ねた上で作成したものであり、まさに聴取

や協議の過程を具体化したものに他ならず、これを公開することは聴取や協議の内容を公開してしまうに等しい。

このため答弁書案等には、当然、弁護士の守秘義務や守秘権利が及ぶこととなり、これらの文書を公開することは、弁護士の秘密保持の権利を侵害することとなる。

また、答弁書案等の裁判所に提出予定の書類は著作物に該当し、作成者である弁護士の著作権が及ぶものである。裁判手続きで公開の陳述を経た後は、自由利用の対象となるが、当該非公開文書は、案の段階のものであり公開の陳述を経たものではない。

したがって、当該非公開文書を弁護士の了解なく公開することは、弁護士の著作権を侵害するから、答弁書案等は法律の規定により明らかに公にすることができない情報に該当するものである。

なお、本件では、著作者である弁護士が、答弁書案等は公開されるべきではないという明確な意思表示をしており、公開に同意していない。

(2) 非公開部分の条例第6条第6号該当性について（文書4）

警察電話の内線番号は、内部連絡用の電話番号としてあらゆる警察事象に即応するための連絡調整に使用しており、突発事案への対応などに際して適正な通信を確保するため、一般には公にしていないものである。警察業務は検挙や規制を行うものであるため、これを公にすれば、警察業務の妨害、取締り等への抗議や苦情等を目的とした架電が集中することになるなど、通常業務や突発事案への対応に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で以下のとおり判断する。

2 本件異議申立てに係る非公開部分について

実施機関は、文書2、文書4および文書10について、条例第6条第4号に基づき答弁書案等を非公開とし、また、文書4について、条例第6条第6号に基づき警察電話の内線番号を非公開としているが、異議申立人はこれらの部分の公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性について検討する。

なお、異議申立人は、条例第6条第5号を理由に非公開とされた部分についても公開を求めているが、決定の変更によって当該理由による非公開部分はなくなっており、もはや検討を要しないものと判断される。

3 非公開部分の非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第4号について

条例第6条第4号は、法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示により明らかに公にすることができない情報を非公開情報とするものである。

(2) 条例第6条第4号該当性について（文書2、文書4および文書10）

実施機関は、答弁書案等は、訴訟代理人である弁護士の著作物に該当するものであり、当該弁護士が、公開決定までに公開に反対する明確な意思表示を示していることから、著作権法の規定により明らかに公にすることができない情報に該当するものであると主張している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、答弁書案等は、弁護士が、独自の経験やノウハウに基づいて、自らの主張等を創作的に表現したものであると言え、著作物に該当するものと認められる。

また、答弁書案等は、あくまで案の段階のものであり、すでに公表されていると判断すべき事情は見当たらないことから、未公表のものであると考えるのが相当である。

著作物の公表権については、著作権法第18条第3項第3号により、著作者が「その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体…に提供した場合…情報公開条例…の規定により当該地方公共団体の機関…が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること」に同意したものとみなすとされる一方、この場合においては、著作者が「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く」と規定されているところである。

本件においては、著作者である弁護士が、答弁書案等の公開に反対する旨の意思表示を文書で明確に示していることが認められ、著作者が答弁書案等の公開に同意したものとみなすことはできない。

したがって、答弁書案等は、これを公にすれば、著作者の公表権を侵害することになるものと言え、条例第6条第4号に該当するものであると認められる。

なお、実施機関は、同号該当性に関して、弁護士法の規定についても主張しているところ

ろであるが、答弁書案等が同号に該当することはすでに述べたとおりであって、この点についてはもはや判断を要しないものである。

(3) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(4) 条例第6条第6号該当性について（文書4）

実施機関は、警察電話の内線番号は、公にすれば、警察業務に対する妨害等がなされることにつながり、その結果、通常業務や突発事案への対応に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

実施機関の説明によれば、当該内線番号は、あくまで警察内部の連絡用として使用されており、一般には公表されていないものであるとのことである。

犯罪捜査等を行う警察業務の特殊性を考慮すれば、当該情報が公になった場合に、警察業務の妨害を目的に利用されるおそれは否定できず、仮にそのような状況となれば、突発事案への対応に支障を来すなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

したがって、警察電話の内線番号は、条例第6条第6号に該当するものであると認められる。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成25年12月2日	・実施機関から諮問を受けた。
平成26年1月15日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年6月4日 (第224回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。

平成26年 6 月25日 (第225回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成26年 7 月28日 (第226回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成26年11月18日 (第230回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の審議を行った。
平成26年12月16日 (第231回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の審議を行った。

別表

番号	特定した公文書の名称または内容	非公開部分	非公開理由
文書 1	原告準備書面 2 の供覧文書	氏名、印影、事件番号	1 号
文書 2	被告準備書面 2 案の供覧文書	氏名	1 号
		準備書面案、証拠説明書案	4 号
文書 3	平成 25 年 6 月 3 日 報告書	氏名、事件番号	1 号
文書 4	被告準備書面 4 案の供覧文書	氏名	1 号
		準備書面案、証拠説明書案	4 号
		警察電話の内線番号	6 号
文書 5	公文書一部公開決定通知書	氏名、住所、電話番号	1 号
文書 6	異議申立書の供覧	氏名、住所、年齢、印影	1 号
文書 7	情報公開審査会への諮問（上申）	氏名、住所	1 号
文書 8	情報公開審査会への諮問および異議申立人への諮問通知書の供覧	氏名、住所	1 号
文書 9	理由説明書および対象公文書の写しの提出について（通知）の供覧	氏名	1 号
文書 10	理由説明書および対象公文書写しの提出（上申）	氏名、住所、生年月日、メールアドレス、事件番号	1 号
		答弁書案、準備書面案、証拠説明書案	4 号
文書 11	理由説明書に対する意見書の供覧	氏名、印影	1 号
文書 12	質問書の供覧	氏名、住所、印影	1 号
文書 13	質問書に対する回答	氏名	1 号
文書 14	知事への手紙	手紙、提案内容	1 号
文書 15	決定書の謄本の送付	氏名、住所	1 号

※「非公開理由」欄：1号＝条例第6条第1号該当、4号＝条例第6条第4号該当、6号＝条例第6条第6号該当